



レスパイト入院のご案内



レスパイト入院とは

医療管理が必要な方が在宅で療養されており、介護・介助にあたるご家族等の病気・旅行・出張・出産・冠婚葬祭等の事情で介護・介助が困難になった場合や、介護者の身体的・精神的な疲労により一時的な休息を取る場合に利用できる「在宅医療を支えるための入院」のことです。

ご利用時の留意点

- ・退院後、ご自宅に帰る方がご利用できます。
- ・一般的な血液検査、レントゲン検査、投薬治療は可能ですが、入院時に他科受診や精密検査、積極的な治療は行うことができません。
- ・入院の際は、お薬をご持参ください。
- ・地域包括ケア病床にご入院後症状の変化により主治医が集中的な治療が必要と判断すれば、一般病棟に転棟する場合があります。



入院予約について

国の診療報酬では、再入院ルールが厳しく設定されており、退院後90日経過しないと一連の入院（再入院）として算定することになります。一連の入院が続くということは当院の患者全体の平均入院日数が伸びることになりますが、当該平均入院日数を一定内に守らなければ入院料を国に請求することが出来なくなってしまいます。そこで当院はレスパイト入院の予約について以下ルールを設定します。

- 一回の入院期間は原則数日から**14日間まで**です。
- 前回退院から90日空けてご利用が可能となります。
- 退院後90日以内に入院を希望される場合は、例外的に主治医の判断のもと病名を変更した上でご入院が可能となります。ただし例外的な対応であるため必ずご希望に沿えるわけではございませんので予めご了承ください。
- 体調悪化などの場合は、レスパイト入院とは関係なくご入院が可能です。



入院費について

地域包括ケア病棟に入院された場合、入院費の計算方法が通常とは異なり「地域包括ケア入院医療管理料2」を算定いたします。入院費は定額で、リハビリテーション・投薬料・注射料・処置料・検査料・入院基本料・画像診断料等のほとんどの費用が含まれています。

治療内容によっては、一般病棟より自己負担金が増額する場合がありますが、月の医療費の負担条件が定められていますので、一般病棟の場合と負担上限は変わりません。（75歳以上ではほとんどの場合増額はありませぬ）

1割負担の場合1日約3,000円+食事代+自費料金（ベッド差額・生活用品等）

リハビリについて

症状が安定し、在宅復帰に向けてリハビリテーションが必要な方へ、病棟専従のセラピストが個別及び集団でのリハビリテーションを通して退院迄のご支援をさせていただきます。

